



長崎最賃審発第7号
令和2年8月7日

長崎労働局長
瀧ヶ平 仁 殿

長崎地方最低賃金審議会
会長 松本睦樹

長崎県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年7月3日付け長労発基0703第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づく最新のデータにより生活保護水準と最低賃金とを比較したところ、平成30年10月6日発効の長崎県最低賃金（時間額762円）は平成30年度の長崎県の生活保護水準を下回っていません。

長崎県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

長崎県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 793円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

法定どおり

長崎県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 長崎県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 762円
- (3) 発効日 平成30年10月6日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
平成30年度
- (3) 生活保護水準（平成30年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の長崎県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（91,058円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると長崎県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$762 \text{円（長崎県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.818 \text{（可処分所得の総所得に対する比率※）} = 108,332 \text{円}$$

※ 令和2年7月10日付け第2回目安に関する小委員会の資料「生活保護と最低賃金」別添グラフに示された比率。